

9月議会最終日「景観審議会条例一部改正」質疑

上野 美恵子

議第166号「熊本市景観審議会条例の一部改正について」お尋ねいたします。

今回の条例改正は、「景観計画」の改定をすすめるにあたり、各分野の専門的意見を聴取するための専門部会の設置を提案するものです。

第1に、景観審議会には、過去には市議会からも参加していました。いつから、どういう理由で、参加しなくなったのでしょうか。また、何名入っていたでしょうか。

第2に、景観審議会の構成メンバーで、議会の他にも変更点がありますか、あればその時期と内容、理由についてご説明ください。

第3に、学識・議会・環境関連団体・経済団体他からなる専門部会設置の理由と、果たす役割、各分野の構成の内訳についてご説明ください。また、公募市民の参加は予定されているのでしょうか。

第4に、今回の条例改正は、景観計画の改定に特化した専門部会の設置が理由です。現在、「景観計画」改定のポイントとしては、「多核連携都市、緑の基本計画等との整合」「景観変化の比較検証と将来像設定」「視点場の検証」「近年、策定された景観関係の施策の反映」の4点と、その小項目として「駅前再整備や桜町地区完成、まちなか再生プロジェクト・まちなかウォークアップ・経年変化、屋外広告物ガイドライン、公共サインガイドライン、光のマスタープラン、歴史まちづくり」などがあげられています。これら項目を掲げるにあたっての協議がどのように行われてきたのか、どういう理由でポイントがこれらの項目になったのか、ご説明ください。

第5に、市長は、28日のしめくり質疑で、「これまでの景観を守っていく。『まちなか再生プロジェクト』の進展で、景観が壊れることがない」と答弁されました。また、現行の景観計画では、その目的に「景観形成のための具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにし」と定めています。よって、景観審議会やその専門部会としても、景観を守る、景観形成基準を守ること原則的な立場とすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

1点目から3点目は都市建設局長に、後半2点は市長に伺います。

(答弁)

答弁にありましたように、条例改正によって設置となる専門部会には、市議会議員は1名予定されるものの、公募市民の参加は予定されていません。

そこで、市長にお尋ねいたします。

熊本市景観条例では、第1条・目的に「良好な景観の形成を総合的に推進し、もって文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に資することを目的とする。」と定められ、都市景観の形成は、何よりも、快適な市民生活の確保に資することを目的としています。その上で、第3条・市の責務においても、「形成景観計画の策定その他施策の実施に当たっては、市民の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。」と規定しています。

今回の条例改正は、景観条例第7条の規定に基づき、「景観計画の策定・変更等にあたっては、景観審議会の意見を聞かなければならない」という定めに基づいて、条例を改正するものです。よって、条例の趣旨をきちんと踏まえるべきです。市の責務が「市民の意見が十分に反映されるように努めなければならない」との条例の定めに従うならば、専門部会には真っ先に市民を入れるべきではないでしょうか。また、市民の代表としての市議会議員も複数入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(答弁)

.....

(市民を入れること)

(市議を複数にすること)

最初の質問の答弁にありましたように、1989年、はじめて熊本市都市景観条例がつくられ、「熊本市都市景観審議会」が設置された時には、市議会議員が4名も加わっており、その後、2003年に「熊本市景観審議会」となったときから、市議会議員への委嘱が行われていないとのこと。しか

も、理由は不明とのことでした。しかし、最初の審議会に市民から選ばれた市民の代表としての市議会議員が4名も委嘱されていたということは、市民意見の反映を当初から重視していたからではないでしょうか。まさに、景観条例の趣旨に則った対応であると思います。同時に、理由も定かでない議員外しは、条例の趣旨をおろそかにするもの以外の何ものでもありません。

見直し、改革と言いながら、基本となる条例の趣旨をおろそかにするような見直しは決して行うべきではありません。今回の条例改正によって設置される「専門部会」は、景観計画の改定こそ審議するものであっても、条例の改定までも審議するものではないということをお腹に銘じておくべきです。

それゆえ、予定されている各関係の専門家とともに、都市景観の主人公たる市民委員の参加、複数議員の参加はぜひ実施していただきたいと考えます。そうでなければ、景観計画改定の審議に、一番大切な市民の視点を欠き、目的である快適な市民生活の確保に資することにはならないと思います。魂を欠いた景観計画改定とならないよう、指摘した点を踏まえた専門部会の構成をお願い致します。

また、景観条例の趣旨を踏まえる形で、今後機会をとらえ、現在の景観審議会にも、市民に選ばれた市民の代表として、複数の市議会議員をメンバーとして委嘱することを検討していただくようお願いしておきます。

景観計画改定のポイントや、改定にあたって「景観を守る」ということを基本にしていく問題については、市長も繰り返しその重要さを述べていただいたものと、理解しておきたいと思えます。

その上で、景観審議会が、日常開かれている審議会の中で、景観保全について種々議論されていることと思えます。しかし、景観審議会の議論が、もっと市民によくわかるように提示されていくことも必要であると思えます。そうでなければ、目的である「快適な市民生活の確保に資する」ということを景観審議会の議論を通じて市民が知る、自分たちの問題として評価することもできないからです。過去の景観審議会の議事録は、執行部発言と委員発言がきちんと分けられ、要旨ではあってもどういうやり取りであったのか、わかりやすくまとめられました。しかし、現在の「景観審議会」議事録は、全体が箇条書きとなっており、議事録とは言えないようなものになっています。

す。議事録編集にあたっては、誰が何と言ったかわからないような議事録でなく、執行部の説明と、それに対する各委員の見解・意見がよくわかるようにまとめること、できれば詳細な議事録をホームページに掲載すべきと考えます。より市民に開かれた審議会になるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

指摘した点を踏まえ、実りある「景観計画」の改定と、充実した見直しの議論が景観審議会及びその専門部会において行われるよう、お願いして質疑を終わります。